

職 発 0829 第 1 号
令和 5 年 8 月 29 日
改正 令和 6 年 3 月 14 日
改正 令和 6 年 5 月 24 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第30条の 3 の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は法定の要件を満たす労使協定(法第30条の 4 第 1 項の規定に基づいた、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。)による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定により定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和 6 年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期したい。

記

第1 基本的な考え方

1 労使協定方式の趣旨・目的等

派遣労働者について、その就業場所は派遣先であり、待遇に関する納得感を考慮するためには、派遣先の労働者との均等・均衡待遇を確保するための措置が重要な観点となる。

一方で、この場合、派遣先が変わることに賃金水準が変わり、派遣労働者の所得が不安定になることが想定され、また、一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業であるほど低い傾向にあるが、派遣労働者が担う職務の難易度は、同種の業務であっても大企業であるほど高度で、小規模の企業ほど容易とは必ずしも言えず、結果として派遣労働者個人の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得るものである。

このため、労使協定方式については、派遣元事業主が労使協定を締結した場合には、労使協定に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に待遇を改善するなど、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようとしたものである。

したがって、上記の趣旨・目的を踏まえ、労使協定方式による待遇とされる派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）の賃金の額については、一般賃金の額が下がった場合であっても、見直し前の労使協定に定める額を基礎として、公正な待遇の確保について労使で十分に協議することが望まれるものである。

実際にこれにより待遇を引き下げる場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであり、労働条件の不利益変更には、労働契約法（平成19年法律第128号）上、原則として労使双方の合意が必要であることに留意が必要である。

また、賃金を引き下げる目的に、使用する統計等の変更及び使い分けを行うことは、法の趣旨に反するものとして認められない。

令和6年度の一般賃金水準（一般基本給・賞与等）は、産業計・職業計で上昇し、また、上昇する職種の数も増加することとなったが、協定対象派遣労働者の待遇改善を進める観点から、改訂後の一般賃金水準を遵守した上で、昨今の経済・物価動向及び賃金動向を勘案して賃金を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。

2 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労使協定を締結し、法定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法を定めなければならない。また、当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、以下の3及び4に定める要件を満たすものでなければならぬ。

ただし、要件を満たした労使協定を締結した場合であっても、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

3 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

（1）一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。

この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の5と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営

の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。また、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所ではなく、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都である。

なお、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第30条の4第1項第2号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいう。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

4 法第30条の4第1項第2号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

なお、これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

5 適用日等

本通知は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間について、適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる場合

は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年度更新する予定である。

第2 一般賃金の取扱い

一般賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等は以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値（①）×能力・経験調整指数（②）×地域指数（③）

① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、以下の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	115.1	126.2	128.1	134.9	147.0	183.1

③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の管轄地域別に、全国計を

100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指標である。

(2) 一般基本給・賞与等の額

(1) に定める一般基本給・賞与等の額については、別添1又は別添2の数値((1)の①×②)に別添3の地域指標((1)の③)を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値(0年)」の額が最低賃金法(昭和24年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下「地域別最低賃金」という。)又は同法第15条第1項の特定最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値(0年)」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指標を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。この場合においても、一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

なお、別添1及び別添2の数値については、以下の点に留意すること。

① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値(0年)」の数値は、以下の(イ)から(ハ)までのとおり集計したものである。

(イ) 賃金構造基本統計調査(集計対象:企業規模10人以上の企業)の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額(12ヶ月で除したもの)」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

(ロ) (イ)で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「72円」(2の(2)参照)を控除。

(ハ) 賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、(ロ)で算出した数値から学歴計の初任給との差(12.6%)を控除。

ロ 「基準値(0年)最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値(0年)の額が、令和6年度に適用される基準値(0年)の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和6年度に適用される基準値(0年)の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ハ 「参考値(0年)」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「72円」の控除及び学歴計の初任給との差(12.6%)の調整を行う前のイの(イ)の数値である。

② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ 「基準値（0年）」の数値は、以下の（イ）及び（ロ）のとおり集計したものである。

（イ） ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続0年目相当の額として、未経験者の賃金額と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。

（ロ） 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、（イ）で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じた数値を算出。

ロ 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていない。

ハ 「基準値（0年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（0年）の額が、令和6年度に適用される基準値（0年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和6年度に適用される基準値（0年）の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ニ 「参考値（0年）」の数値は、ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値である。

2 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、以下の（1）又は（2）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（1）と（2）の双方を選択することも可能である。

（1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額が「72円」未満である場合には、当該額が「72円」以上となるようにすること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「72円」とする。

※「72円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事待遇制度に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」の通勤手当の平均額を「平成25年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を除して得た「給与に占める通勤手当の割合」に「令和4年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

3 退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、以下の（1）、（2）又は（3）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに（1）から（3）までを選択することも可能である。

（1）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

（2）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下の（2）及び（3）において「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

（3）中小企業退職金共済制度等に加入する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※「5%」とは、「令和3年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（令和3年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

※一人の協定対象派遣労働者について、（2）及び（3）を併用することが可能であり、その場合にも、（2）又は（3）と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。

第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

以下の(1)及び(2)を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる事とする。

(1) 基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

(2) 賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

2 通勤手当

(1) 実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の(1)のとおりである。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の(2)の「72円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

3 退職金

(1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の

(1) のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法（例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。）」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

なお、「同等以上の水準」とは、第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の(2)の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を劳使で選択することも可能である。

(3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第2の3の(3)の一般退職金の額以上の掛金（派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。）により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等（以下「中小企業退職金共済制度等」という。）に加入する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものである。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものである。

※一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合には、(2) の賃金と (3) の掛け金等の合計額が、第2の3の(2) 又は (3) の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で一般賃金の額と「同等以上」を確保する場合には、以下の表の①から③までのいずれかの方法によらなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られる。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当」(72円)	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 + 「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当」(72円) + 「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」 + 「退職金」

第4 労使協定の締結における留意点

以下の1から3について、労使で十分な協議を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。

また、労使協定の締結にあたっては、第1の1に記載のとおり、労使協定方式の趣旨・目的等に鑑みて、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に協議すること。

1 基本給・賞与・手当等

以下の(1)から(3)までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

(1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値は、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。

例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計

の職種別の賃金を選択することが考えられる。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」」又は「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表改訂の経緯とその内容」(独立行政法人労働政策研究・研修機構 2011年6月) を参照すること。

また、別添1又は別添2のうち、どの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的として、恣意的に職種を使い分けることは法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

(2) 能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の(1)の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に定めること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられる。

(3) 地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の(1)の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又はハローワーク別の地域指数を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県又はハローワーク別の地域指数のいずれかを選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的として、恣意的に地域指数を使い分けることは、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、都道府県及びハローワーク別の地

域指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められない。

2 通勤手当

(1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の2の(2)の一般通勤手当「72円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

3 退職金

(1) 退職手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

(3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に加入する旨を労使協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、以下の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計(以下「独自統計等」という。)を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

1 一般基本給・賞与等

(1) 考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の(2)のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値等を労使で選択することとなるが、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際にを行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際にを行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でないと認められる場合等には、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等(統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。)による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課(以下「需給調整事業課」という。)への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定

されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則1年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること（ただし、用いようとする独自統計等について、当該独自統計等が最新版の調査であるか確認すること。）。

2 一般通勤手当

(1) 考え方

第2の2の(2)の「72円」については、無期雇用かつフルタイムの労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した限定的な数値であるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2) の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2) の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならならない。また、既存の統計ではなく、(2) の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2) の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。

- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること。

3 一般退職金

(1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている

場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行ってすること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1649 その他の定置・建設機械運転従事者	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,412
1651 建設躯体工事従事者	1,823	2,098	2,301	2,335	2,459	2,680	3,338	-	2,158
1661 大工	972	1,119	1,227	1,245	1,311	1,429	1,780	-	1,184
1666 配管従事者	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	1,244	1,371
1669 その他の建設従事者	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010	1,195	1,328
1671 電気工事従事者	1,057	1,217	1,334	1,354	1,426	1,554	1,935	1,076	1,281
1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者	1,184	1,363	1,494	1,517	1,597	1,740	2,168	1,245	1,427
1691 ダム・トンネル掘削従事者、探査従事者	1,255	1,445	1,584	1,608	1,693	1,845	2,298	1,731	1,508
1702 船内・沿岸荷役従事者	1,254	1,443	1,583	1,606	1,692	1,843	2,296	-	1,507
1703 その他の運搬従事者	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	-	1,371
1711 ビル・建物清掃員	939	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380	1,719	-	1,146
1712 清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者	1,191	1,371	1,503	1,526	1,607	1,751	2,181	-	1,435
1721 包装従事者	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,309
1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868	-	1,239

注1) 賃金構造基本統計調査は、企業規模10人以上の企業と集計対象している

注2) 賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注3) 「基準値（0年）」の数値は、無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものと平均値を算出

その際、職種別に以下のように集計し、過去3年分の統計値を用いて算出

- ① 令和2年から令和4年の勤続年数計の賃金の伸び率を幾何平均で算出
- ② 令和2年の0年目の平均賃金額×①の伸び率の2乗を計算し、令和2年の賃金水準より令和4年の賃金額を推計
- ③ 令和3年の0年目の平均賃金額×①の伸び率を計算し、令和3年の賃金水準より令和4年の賃金額を推計
- ④ ②③で算出した推計賃金額及び令和4年の統計値より平均値を算出

注4) 「基準値（0年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（72円）を控除

注5) 「基準値（0年）」の数値は、学歴計の初任給との差（12.6%）を調整

注6) 各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数组合せで作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	115.1	126.2	128.1	134.9	147.0	183.1

注7) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数组合せにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注8) 「基準値（0年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（0年）の額が、令和6年度に適用される基準値（0年）の額より高い場合にその最大の額を記載
なお、令和6年度に適用される基準値（0年）の額が最も高い場合は、「-」と記載

注9) 「参考値（0年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（72円）の控除及び学歴計の初任給との差（12.6%）の調整を行う前の数値

注10) サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない場合は「-」と表示

職業安定業務統計による地域指数

別添3

	都道府県別地域指数(※)
全国計	100.0
北海道	94.0
青森	84.4
岩手	87.2
宮城	97.0
秋田	87.0
山形	89.6
福島	93.4
茨城	101.1
栃木	99.4
群馬	98.6
埼玉	106.6
千葉	106.2
東京	113.9
神奈川	109.6
新潟	94.8
富山	97.2
石川	97.5
福井	97.8
山梨	99.3
長野	97.9
岐阜	100.6
静岡	100.5
愛知	105.2
三重	99.1
滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2
福岡	95.2
佐賀	87.7
長崎	86.0
熊本	89.1
大分	90.2
宮崎	85.7
鹿児島	87.9
沖縄	86.9

※ 令和2年度から令和4年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	94.0
0101 札幌計	100.8
0102 函館計	89.8
0103 旭川計	89.7
0104 帯広計	94.9
0105 北見計	90.1
0106 紋別計	90.2
0107 小樽計	87.2
0108 滝川計	88.8
0109 銚路計	89.4
0110 室蘭計	92.6
0111 岩見沢計	90.6
0112 稚内計	90.5
0113 岩内計	94.5
0114 留萌計	88.5
0115 名寄計	91.7
0116 浦河計	92.8
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.3
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	94.1
0124 札幌北計	96.0
0125 千歳計	93.2
青森	84.4
0201 青森計	84.9
0202 八戸計	85.7
0203 弘前計	82.3
0204 むつ計	85.0
0205 野辺地計	86.3
0206 五所川原計	79.1
0208 三沢計	85.9
0209 黒石計	80.6
岩手	87.2
0301 盛岡計	88.3
0302 釜石計	82.4
0303 宮古計	83.6
0304 花巻計	88.0
0305 一関計	88.5
0306 水沢計	86.4
0307 北上計	89.6
0308 大船渡計	87.0
0309 二戸計	83.0
0310 久慈計	83.3

	ハローワーク別地域指数（※）
宮城	97.0
0401 仙台計	101.0
0402 石巻計	90.5
0403 塩釜計	93.5
0404 古川計	89.9
0405 大河原計	88.9
0406 築館計	88.8
0407 迫計	87.3
0408 気仙沼計	87.8
秋田	87.0
0501 秋田計	89.6
0502 能代計	87.8
0503 大館計	83.9
0504 大曲計	86.3
0505 本荘計	87.2
0506 横手計	83.8
0507 湯沢計	83.2
0508 鹿角計	83.7
山形	89.6
0601 山形計	91.2
0602 米沢計	89.9
0603 酒田計	88.8
0604 鶴岡計	89.2
0605 新庄計	87.7
0606 長井計	86.1
0607 村山計	90.9
0608 寒河江計	89.4
福島	93.4
0701 福島計	89.6
0702 いわき計	94.6
0703 会津若松計	87.3
0704 郡山計	98.1
0705 白河計	90.0
0706 須賀川計	90.6
0708 二本松計	91.3
0712 相双計	97.8
茨城	101.1
0801 水戸計	99.0
0802 日立計	98.7
0803 筑西計	97.9
0804 土浦計	102.4
0805 古河計	108.3
0806 常総計	102.5
0808 石岡計	98.1
0809 常陸大宮計	93.9

		ハローワーク別地域指数（※）
0810	竜ヶ崎計	103.5
0811	高萩計	91.2
0812	常陸鹿嶋計	101.1
栃木		99.4
0901	宇都宮計	100.2
0902	鹿沼計	103.8
0903	栃木計	98.3
0904	佐野計	97.4
0905	足利計	97.3
0906	真岡計	96.8
0907	矢板計	98.6
0908	大田原計	97.4
0909	小山計	100.7
0911	日光計	97.3
0912	黒磯計	96.5
群馬		98.6
1001	前橋計	95.5
1002	高崎計	101.4
1003	桐生計	93.4
1004	伊勢崎計	101.3
1005	太田計	100.4
1006	館林計	99.3
1007	沼田計	97.0
1008	群馬富岡計	97.8
1009	藤岡計	96.1
1010	渋川計	97.4
埼玉		106.6
1101	川口計	107.9
1102	熊谷計	101.2
1103	大宮計	108.8
1104	川越計	105.6
1105	浦和計	108.7
1106	所沢計	105.4
1107	秩父計	96.7
1108	春日部計	104.1
1109	行田計	100.8
1110	草加計	111.2
1111	朝霞計	107.3
1112	越谷計	107.5
千葉		106.2
1201	千葉計	107.4
1202	市川計	109.4
1203	銚子計	99.3
1204	館山計	97.7
1205	木更津計	105.6
1206	佐原計	100.0

		ハローワーク別地域指数（※）
1207	茂原計	102.8
1208	松戸計	107.6
1209	船橋計	108.8
1210	成田計	106.0
1211	千葉南計	104.9
東京		113.9
1301	飯田橋計	114.7
1303	上野計	111.3
1304	品川計	114.9
1306	大森計	111.5
1307	渋谷計	113.8
1308	新宿計	116.6
1309	池袋計	114.4
1310	王子計	111.7
1311	足立計	111.3
1312	墨田計	114.2
1313	木場計	111.1
1314	八王子計	107.5
1315	立川計	108.4
1316	青梅計	108.9
1317	三鷹計	114.7
1319	町田計	109.1
1320	府中計	109.6
神奈川		109.6
1401	横浜計	112.3
1403	戸塚計	107.4
1404	川崎計	110.1
1405	横須賀計	106.1
1406	平塚計	106.4
1407	小田原計	103.9
1408	藤沢計	107.9
1409	相模原計	111.2
1410	厚木計	107.2
1411	松田計	104.9
1412	横浜南計	108.7
1414	川崎北計	109.6
1415	港北計	110.3
1416	大和計	107.4
新潟		94.8
1501	新潟計	98.9
1502	長岡計	94.2
1503	上越計	94.2
1504	三条計	94.1
1505	柏崎計	94.3
1506	新発田計	94.5
1507	新津計	93.1
1508	十日町計	87.3

	ハローワーク別地域指数（※）
1510 糸魚川計	94.0
1511 卷計	92.2
1512 南魚沼計	93.0
1513 佐渡計	85.3
1514 村上計	89.8
富山	97.2
1601 富山計	98.4
1602 高岡計	96.8
1604 魚津計	96.0
1605 砺波計	95.7
1606 氷見計	93.8
1607 滑川計	96.7
石川	97.5
1701 金沢計	99.3
1702 小松計	95.0
1703 七尾計	93.7
1705 加賀計	97.2
1708 白山計	99.5
1709 輪島計	87.8
福井	97.8
1801 福井計	98.1
1802 武生計	97.7
1803 大野計	90.6
1804 三国計	100.9
1805 敦賀計	98.2
1806 小浜計	97.4
山梨	99.3
1901 甲府計	98.9
1903 塩山計	98.0
1904 荘崎計	99.3
1905 鮎沢計	100.4
1907 富士吉田所計	101.4
長野	97.9
2001 長野計	99.1
2002 松本計	97.4
2004 上田計	97.8
2005 飯田計	96.6
2006 伊那計	100.1
2007 篠ノ井計	98.0
2008 飯山計	96.4
2010 木曽福島計	95.1
2011 佐久計	97.4
2012 大町計	96.7
2013 須坂計	95.5
2014 諏訪計	98.2

	ハローワーク別地域指数（※）
岐阜	100.6
2101 岐阜計	101.2
2102 大垣計	99.6
2103 多治見計	102.1
2104 高山計	100.2
2105 恵那計	98.0
2106 関計	99.2
2107 美濃加茂計	99.8
2109 中津川計	97.6
静岡	100.5
2201 静岡計	100.0
2202 浜松計	102.4
2203 沼津計	102.0
2204 清水計	100.2
2205 三島計	101.8
2206 掛川計	99.7
2207 富士宮計	96.9
2208 島田計	98.1
2209 磐田計	99.0
2210 富士計	99.3
2211 下田計	99.5
2212 焼津計	98.6
愛知	105.2
2301 名古屋東計	107.0
2302 名古屋中計	107.2
2303 名古屋南計	104.9
2304 豊橋計	106.6
2305 岡崎計	103.2
2306 一宮計	103.1
2307 半田計	101.8
2308 瀬戸計	101.9
2309 豊田計	102.8
2310 津島計	103.2
2311 刈谷計	103.7
2312 西尾計	101.2
2313 犬山計	102.5
2314 豊川計	100.3
2315 新城計	96.1
2317 春日井計	106.5
三重	99.1
2401 四日市計	103.0
2402 伊勢計	97.3
2403 津計	95.6
2404 松阪計	98.1
2405 桑名計	100.9
2406 伊賀計	100.2

		ハローワーク別地域指数（※）
2408 尾鷲計		92.1
2409 鈴鹿計		99.8
滋賀		99.0
2501 大津計		98.6
2502 長浜計		96.2
2503 彦根計		97.9
2504 東近江計		99.4
2505 甲賀計		97.9
2506 草津計		100.9
京都		101.6
2601 京都西陣計		100.4
2602 京都七条計		103.0
2603 伏見計		102.0
2604 京都田辺計		105.3
2605 福知山計		99.0
2606 舞鶴計		99.0
2607 峰山計		93.9
2608 宇治計		105.0
大阪		108.4
2701 大阪東計		108.9
2702 梅田計		110.0
2703 大阪西計		110.3
2704 阿倍野計		104.2
2706 淀川計		107.7
2707 布施計		109.4
2708 堺計		105.7
2709 岸和田計		103.1
2710 池田計		104.9
2711 泉大津計		104.3
2712 藤井寺計		108.0
2713 枚方計		106.0
2714 泉佐野計		101.5
2715 茨木計		108.9
2716 河内長野計		103.6
2718 門真計		106.7
兵庫		102.1
2801 神戸計		103.0
2802 灘計		106.1
2803 尼崎計		106.2
2804 西宮計		105.5
2805 姫路計		100.6
2806 加古川計		101.2
2807 伊丹計		103.9
2808 明石計		101.5
2809 豊岡計		96.5
2810 西脇計		98.5

		ハローワーク別地域指数（※）
2811	洲本計	95.8
2813	柏原計	99.8
2820	西神計	100.2
2821	龍野計	99.6
奈良		102.3
2901	奈良計	105.6
2902	大和高田計	101.1
2903	桜井計	98.0
2904	下市計	97.6
2905	大和郡山計	100.5
和歌山		94.1
3001	和歌山計	96.1
3002	新宮計	93.2
3003	田辺計	91.4
3004	御坊計	89.5
3005	湯浅計	93.5
3006	海南計	92.1
3007	橋本計	90.0
鳥取		89.2
3101	鳥取計	88.8
3102	米子計	89.3
3103	倉吉計	89.8
島根		87.8
3201	松江計	88.1
3202	浜田計	86.1
3203	出雲計	89.5
3204	益田計	87.9
3205	雲南計	86.1
3206	石見大田計	84.7
岡山		96.0
3301	岡山計	99.1
3302	津山計	91.9
3303	倉敷中央計	96.0
3304	玉野計	92.0
3306	和気計	94.4
3307	高梁計	91.0
3308	笠岡計	93.0
3311	西大寺計	97.0
広島		97.1
3401	広島計	99.7
3402	広島西条計	96.2
3403	吳計	94.0
3404	尾道計	91.4
3405	福山計	97.3

		ハローワーク別地域指数（※）
3406	三原計	92.9
3407	三次計	93.1
3408	可部計	97.6
3411	府中計	91.7
3414	広島東計	98.8
3415	廿日市計	93.6
山口		91.8
3501	山口計	92.1
3502	下関計	90.7
3503	宇部計	91.0
3505	防府計	92.4
3506	萩計	89.9
3507	徳山計	91.5
3508	下松計	93.0
3509	岩国計	93.8
3510	柳井計	91.5
徳島		91.3
3601	徳島計	92.2
3603	三好計	88.7
3604	美馬計	89.6
3605	阿南計	89.5
3606	吉野川計	87.6
3607	鳴門計	91.4
香川		95.6
3701	高松計	96.7
3702	丸亀計	94.9
3703	坂出計	96.9
3704	観音寺計	93.1
3705	さぬき計	93.8
3706	土庄計	89.4
愛媛		91.1
3801	松山計	92.3
3802	今治計	89.7
3803	八幡浜計	83.3
3804	宇和島計	85.7
3805	新居浜計	91.1
3806	西条計	91.2
3807	四国中央計	96.4
3808	大洲計	85.9
高知		89.2
3901	高知計	90.5
3902	須崎計	86.3
3903	四万十計	84.3
3904	安芸計	86.5
3905	いの計	87.4

	ハローワーク別地域指数（※）
福岡	95.2
4001 福岡中央計	101.0
4002 飯塚計	90.3
4003 大牟田計	88.6
4004 八幡計	93.5
4005 久留米計	91.9
4006 小倉計	94.4
4008 直方計	94.2
4009 田川計	89.2
4010 行橋計	89.5
4012 福岡東計	100.0
4014 八女計	87.1
4015 朝倉計	88.8
4018 福岡南計	95.1
4019 福岡西計	93.5
佐賀	87.7
4101 佐賀計	88.9
4102 唐津計	87.7
4103 武雄計	86.7
4104 伊万里計	85.0
4105 鳥栖計	89.8
4106 鹿島計	84.0
長崎	86.0
4201 長崎計	88.5
4202 佐世保計	86.0
4203 諫早計	85.0
4204 大村計	84.8
4205 島原計	80.7
4206 江迎計	82.1
4207 五島計	82.9
4208 対馬計	81.8
熊本	89.1
4301 熊本計	92.0
4302 八代計	88.3
4303 菊池計	87.6
4304 玉名計	86.4
4306 天草計	82.7
4307 球磨計	81.7
4308 宇城計	89.4
4309 阿蘇計	85.0
4310 水俣計	82.7
大分	90.2
4401 大分計	92.4
4402 別府計	86.9
4403 中津計	88.0

	ハローワーク別地域指数（※）
4404 日田計	89.5
4406 佐伯計	89.7
4407 宇佐計	86.2
4408 豊後大野計	85.1
宮崎	85.7
4501 宮崎計	87.7
4502 延岡計	83.8
4503 日向計	86.2
4504 都城計	85.7
4505 日南計	80.0
4506 高鍋計	83.6
4507 小林計	82.8
鹿児島	87.9
4601 鹿児島計	90.6
4602 川内計	86.1
4603 鹿屋計	84.0
4604 国分計	88.9
4605 加世田計	83.6
4606 伊集院計	84.9
4608 大隅計	84.0
4609 出水計	84.2
4611 名瀬計	84.1
4612 指宿計	88.0
沖縄	86.9
4701 那覇計	87.9
4702 沖縄計	85.6
4703 名護計	83.7
4704 宮古計	87.4
4705 八重山計	84.4

※ 令和 2 年度から令和 4 年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を 100 として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数（令和6年9月30日まで有効）

	都道府県別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)
全国計	100.0
北海道	94.0
青森	84.4
岩手	87.2
宮城	97.0
秋田	87.0
山形	89.6
福島	93.4
茨城	101.1
栃木	99.4
群馬	98.6
埼玉	106.6
千葉	106.2
東京	113.9
神奈川	109.6
新潟	94.8
富山	97.2
石川	97.5
福井	97.8
山梨	99.3
長野	97.9
岐阜	100.6
静岡	100.5
愛知	105.2
三重	99.1
滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2
福岡	95.2
佐賀	87.7
長崎	86.0
熊本	89.1
大分	90.2
宮崎	85.7
鹿児島	87.9
沖縄	86.9

※ 令和2年度から令和4年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数（令和6年9月30日まで有効）

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
全国計	100.0
北海道	94.0
0101 札幌計	100.8
0102 函館計	89.8
0103 旭川計	89.7
0104 帯広計	94.9
0105 北見計	90.1
0106 紋別計	90.2
0107 小樽計	87.2
0108 滝川計	88.8
0109 鈎路計	89.4
0110 室蘭計	92.6
0111 岩見沢計	90.6
0112 稚内計	90.5
0113 岩内計	94.5
0114 留萌計	88.5
0115 名寄計	91.7
0116 浦河計	92.8
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.3
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	94.1
0124 札幌北計	96.0
0125 千歳計	93.2
青森	84.4
0201 青森計	84.9
0202 八戸計	85.7
0203 弘前計	82.3
0204 むつ計	85.0
0205 野辺地計	86.3
0206 五所川原計	79.1
0208 三沢計	85.9
0209 黒石計	80.6
岩手	87.2
0301 盛岡計	88.3
0302 釜石計	82.4
0303 宮古計	83.6
0304 花巻計	88.0
0305 一関計	88.5
0306 水沢計	86.4
0307 北上計	89.6
0308 大船渡計	87.0
0309 二戸計	83.0
0310 久慈計	83.3

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
宮城	97.0
0401 仙台計	101.0
0402 石巻計	90.5
0403 塩釜計	93.5
0404 古川計	89.9
0405 大河原計	88.9
0406 築館計	88.8
0407 追計	87.3
0408 気仙沼計	87.8
秋田	87.0
0501 秋田計	89.6
0502 能代計	87.8
0503 大館計	83.9
0504 大曲計	86.3
0505 本荘計	87.2
0506 横手計	83.8
0507 湯沢計	83.2
0508 鹿角計	83.7
山形	89.6
0601 山形計	91.2
0602 米沢計	89.9
0603 酒田計	88.8
0604 鶴岡計	89.2
0605 新庄計	87.7
0606 長井計	86.1
0607 村山計	90.9
0608 寒河江計	89.4
福島	93.4
0701 福島計	89.6
0702 いわき計	94.6
0703 会津若松計	87.3
0704 郡山計	98.1
0705 白河計	90.0
0706 須賀川計	90.6
0708 二本松計	91.3
0712 相双計	97.8
茨城	101.1
0801 水戸計	99.0
0802 日立計	98.7
0803 筑西計	97.9
0804 土浦計	102.4
0805 古河計	108.3
0806 常総計	102.5
0808 石岡計	98.1
0809 常陸大宮計	93.9

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
0810 竜ヶ崎計	103.5
0811 高萩計	91.2
0812 常陸鹿嶋計	101.1
栃木	99.4
0901 宇都宮計	100.2
0902 鹿沼計	103.8
0903 栃木計	98.3
0904 佐野計	97.4
0905 足利計	97.3
0906 真岡計	96.8
0907 矢板計	98.6
0908 大田原計	97.4
0909 小山計	100.7
0911 日光計	97.3
0912 黒磯計	96.5
群馬	98.6
1001 前橋計	95.5
1002 高崎計	101.4
1003 桐生計	93.4
1004 伊勢崎計	101.3
1005 太田計	100.4
1006 館林計	99.3
1007 沼田計	97.0
1008 群馬富岡計	97.8
1009 藤岡計	96.1
1010 渋川計	97.4
埼玉	106.6
1101 川口計	107.9
1102 熊谷計	101.2
1103 大宮計	108.8
1104 川越計	105.6
1105 浦和計	108.7
1106 所沢計	105.4
1107 秩父計	96.7
1108 春日部計	104.1
1109 行田計	100.8
1110 草加計	111.2
1111 朝霞計	107.3
1112 越谷計	107.5
千葉	106.2
1201 千葉計	107.4
1202 市川計	109.4
1203 銚子計	99.3
1204 館山計	97.7
1205 木更津計	105.6
1206 佐原計	100.0

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
1207 茂原計	102.8
1208 松戸計	107.6
1209 船橋計	108.8
1210 成田計	106.0
1211 千葉南計	104.9
東京	113.9
1301 飯田橋計	114.7
1303 上野計	111.3
1304 品川計	114.9
1306 大森計	111.5
1307 渋谷計	113.8
1308 新宿計	116.6
1309 池袋計	114.4
1310 王子計	111.7
1311 足立計	111.3
1312 墨田計	114.2
1313 木場計	111.1
1314 八王子計	107.5
1315 立川計	108.4
1316 青梅計	108.9
1317 三鷹計	114.7
1319 町田計	109.1
1320 府中計	109.6
神奈川	109.6
1401 横浜計	111.3
1403 戸塚計	108.2
1404 川崎計	109.3
1405 横須賀計	107.4
1406 平塚計	106.5
1407 小田原計	104.2
1408 藤沢計	106.7
1409 相模原計	110.5
1410 厚木計	108.4
1411 松田計	105.6
1412 横浜南計	107.4
1414 川崎北計	109.4
1415 港北計	110.3
1416 大和計	108.4
新潟	94.8
1501 新潟計	97.3
1502 長岡計	96.1
1503 上越計	94.2
1504 三条計	94.1
1505 柏崎計	94.2
1506 新発田計	94.7
1507 新津計	93.3
1508 十日町計	89.1

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
1510 糸魚川計	94.6
1511 卷計	92.6
1512 南魚沼計	92.7
1513 佐渡計	88.0
1514 村上計	88.0
富山	97.2
1601 富山計	98.2
1602 高岡計	97.0
1604 魚津計	96.4
1605 砺波計	96.0
1606 氷見計	94.4
1607 滑川計	95.3
石川	97.5
1701 金沢計	98.8
1702 小松計	96.4
1703 七尾計	94.1
1705 加賀計	97.2
1708 白山計	98.9
1709 輪島計	91.4
福井	97.8
1801 福井計	97.9
1802 武生計	98.0
1803 大野計	92.4
1804 三国計	98.6
1805 敦賀計	98.8
1806 小浜計	97.5
山梨	99.3
1901 甲府計	98.9
1903 塩山計	99.0
1904 薙崎計	98.5
1905 鮎沢計	100.0
1907 富士吉田所計	100.8
長野	97.9
2001 長野計	98.8
2002 松本計	97.9
2004 上田計	97.9
2005 飯田計	96.7
2006 伊那計	99.2
2007 篠ノ井計	98.7
2008 飯山計	97.0
2010 木曾福島計	96.0
2011 佐久計	96.5
2012 大町計	97.1
2013 須坂計	95.9
2014 諏訪計	97.1

		ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)
岐阜		100.6
2101	岐阜計	101.0
2102	大垣計	100.1
2103	多治見計	101.2
2104	高山計	101.0
2105	恵那計	98.9
2106	関計	98.5
2107	美濃加茂計	99.9
2109	中津川計	98.7
静岡		100.5
2201	静岡計	100.0
2202	浜松計	101.9
2203	沼津計	102.1
2204	清水計	100.7
2205	三島計	101.0
2206	掛川計	100.5
2207	富士宮計	98.1
2208	島田計	97.4
2209	磐田計	98.9
2210	富士計	98.8
2211	下田計	99.7
2212	焼津計	98.8
愛知		105.2
2301	名古屋東計	106.4
2302	名古屋中計	107.1
2303	名古屋南計	105.6
2304	豊橋計	106.3
2305	岡崎計	104.1
2306	一宮計	103.1
2307	半田計	102.4
2308	瀬戸計	101.9
2309	豊田計	102.5
2310	津島計	102.9
2311	刈谷計	103.8
2312	西尾計	101.9
2313	犬山計	101.9
2314	豊川計	101.4
2315	新城計	97.1
2317	春日井計	103.2
三重		99.1
2401	四日市計	101.5
2402	伊勢計	99.6
2403	津計	96.0
2404	松阪計	97.0
2405	桑名計	100.4
2406	伊賀計	100.1

	ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)
2408 尾鷲計	94.8
2409 鈴鹿計	96.7
滋賀	99.0
2501 大津計	98.8
2502 長浜計	97.1
2503 彦根計	97.4
2504 東近江計	98.5
2505 甲賀計	98.5
2506 草津計	99.9
京都	101.6
2601 京都西陣計	101.0
2602 京都七条計	101.7
2603 伏見計	102.6
2604 京都田辺計	104.4
2605 福知山計	100.8
2606 舞鶴計	99.0
2607 峰山計	95.7
2608 宇治計	100.5
大阪	108.4
2701 大阪東計	108.8
2702 梅田計	109.4
2703 大阪西計	110.4
2704 阿倍野計	106.2
2706 淀川計	107.9
2707 布施計	109.1
2708 堺計	106.6
2709 岸和田計	104.0
2710 池田計	104.4
2711 泉大津計	104.5
2712 藤井寺計	106.8
2713 枚方計	106.2
2714 泉佐野計	103.0
2715 苺木計	107.0
2716 河内長野計	105.5
2718 門真計	105.5
兵庫	102.1
2801 神戸計	102.7
2802 瀨計	104.3
2803 尼崎計	106.7
2804 西宮計	106.0
2805 姫路計	102.4
2806 加古川計	100.6
2807 伊丹計	103.4
2808 明石計	102.1
2809 豊岡計	97.9
2810 西脇計	98.0

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
2811 洲本計	96.8
2813 柏原計	100.5
2820 西神計	100.7
2821 龍野計	100.0
奈良	102.3
2901 奈良計	104.2
2902 大和高田計	103.1
2903 桜井計	98.8
2904 下市計	97.9
2905 大和郡山計	99.5
和歌山	94.1
3001 和歌山計	98.0
3002 新宮計	93.4
3003 田辺計	92.3
3004 御坊計	90.0
3005 湯浅計	92.4
3006 海南計	92.6
3007 橋本計	90.6
鳥取	89.2
3101 鳥取計	88.9
3102 米子計	89.2
3103 倉吉計	89.5
島根	87.8
3201 松江計	88.0
3202 浜田計	86.8
3203 出雲計	88.4
3204 益田計	88.4
3205 雲南計	86.6
3206 石見大田計	85.3
岡山	96.0
3301 岡山計	98.1
3302 津山計	94.2
3303 倉敷中央計	94.8
3304 玉野計	93.2
3306 和気計	94.8
3307 高梁計	92.2
3308 笠岡計	92.4
3311 西大寺計	96.8
広島	97.1
3401 広島計	99.1
3402 広島西条計	97.0
3403 吳計	94.7
3404 尾道計	92.4
3405 福山計	95.4

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
3406 三原計	94.2
3407 三次計	93.3
3408 可部計	95.9
3411 府中計	93.4
3414 広島東計	98.1
3415 廿日市計	95.1
山口	91.8
3501 山口計	92.3
3502 下関計	90.7
3503 宇部計	91.2
3505 防府計	92.1
3506 萩計	91.1
3507 徳山計	90.7
3508 下松計	92.0
3509 岩国計	93.8
3510 柳井計	92.5
徳島	91.3
3601 徳島計	92.0
3603 三好計	89.9
3604 美馬計	89.0
3605 阿南計	89.7
3606 吉野川計	87.8
3607 鳴門計	90.2
香川	95.6
3701 高松計	96.3
3702 丸亀計	95.3
3703 坂出計	96.3
3704 観音寺計	94.7
3705 さぬき計	93.6
3706 土庄計	90.6
愛媛	91.1
3801 松山計	91.9
3802 今治計	90.6
3803 八幡浜計	85.6
3804 宇和島計	84.8
3805 新居浜計	89.2
3806 西条計	91.1
3807 四国中央計	95.0
3808 大洲計	89.2
高知	89.2
3901 高知計	90.1
3902 須崎計	87.4
3903 四万十計	84.8
3904 安芸計	86.5
3905 いの計	86.5

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
福岡	95.2
4001 福岡中央計	96.7
4002 飯塚計	93.9
4003 大牟田計	89.1
4004 八幡計	91.9
4005 久留米計	92.3
4006 小倉計	93.8
4008 直方計	94.0
4009 田川計	91.3
4010 行橋計	89.3
4012 福岡東計	98.8
4014 八女計	89.5
4015 朝倉計	88.2
4018 福岡南計	93.3
4019 福岡西計	94.2
佐賀	87.7
4101 佐賀計	88.6
4102 唐津計	87.6
4103 武雄計	87.2
4104 伊万里計	85.6
4105 鳥栖計	88.4
4106 鹿島計	85.7
長崎	86.0
4201 長崎計	87.7
4202 佐世保計	86.8
4203 諫早計	85.4
4204 大村計	85.0
4205 島原計	81.7
4206 江迎計	81.6
4207 五島計	82.9
4208 対馬計	81.9
熊本	89.1
4301 熊本計	91.0
4302 八代計	89.7
4303 菊池計	87.6
4304 玉名計	87.0
4306 天草計	85.1
4307 球磨計	81.6
4308 宇城計	87.1
4309 阿蘇計	86.0
4310 水俣計	83.3
大分	90.2
4401 大分計	91.6
4402 別府計	88.7
4403 中津計	88.2

ハローワーク別地域指数（※） (令和6年9月30日まで有効)	
4404 日田計	88.7
4406 佐伯計	89.8
4407 宇佐計	87.5
4408 豊後大野計	85.5
宮崎	85.7
4501 宮崎計	87.0
4502 延岡計	85.0
4503 日向計	85.4
4504 都城計	85.7
4505 日南計	81.9
4506 高鍋計	82.5
4507 小林計	82.6
鹿児島	87.9
4601 鹿児島計	88.3
4602 川内計	87.3
4603 鹿屋計	85.0
4604 国分計	87.2
4605 加世田計	85.6
4606 伊集院計	84.3
4608 大隅計	85.4
4609 出水計	83.8
4611 名瀬計	85.5
4612 指宿計	86.8
沖縄	86.9
4701 那覇計	87.6
4702 沖縄計	86.3
4703 名護計	84.7
4704 宮古計	85.6
4705 八重山計	85.7

※ 令和2年度から令和4年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

退職手当制度がある企業の割合

80. 5% (平成30年就労条件総合調査(厚生労働省))
 89. 8% 【退職一時金制度】(令和3年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
 97. 0% 【退職年金制度】(令和3年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
 92. 3% (令和3年民間企業退職給付調査(人事院))
 71. 5% (令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都))

退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合 (調査産業計) (%)

退職事由	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3
自己都合	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計) (%)

退職事由	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	55.5	29.5	4.1	11.0
自己都合	7.5	24.0	15.1	50.7

令和3年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数 (調査産業計) (%)

退職事由	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年 以上	無回答
会社都合	9.3	24.7	9.1	32.4	1.3	6.0	17.3
自己都合	2.5	18.0	11.2	51.5	1.6	8.9	6.4

令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)

退職手当の支給月数

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者

(月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	38.6	40.6	36.3	34.3
20~24 年	26.0	16.8	15.5	12.1
25~29 年	26.3	21.4	22.4	18.7
30~34 年	35.4	26.8	27.2	26.2
35 年以上	42.2	46.3	46.1	43.0

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の会社都合退職者

(月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	35.3	39.5	33.8	-
20~24 年	13.5	9.2	19.8	-
25~29 年	30.7	34.3	24.0	-
30~34 年	39.5	39.7	33.4	-
35 年以上	38.3	48.9	46.3	-

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の自己都合退職者

(月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	29.6	29.7	23.9	13.6
20~24 年	18.9	12.3	12.5	8.6
25~29 年	24.2	21.1	21.9	9.6
30~34 年	40.1	29.7	31.0	10.7
35 年以上	42.5	47.0	38.6	26.5

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の早期優遇退職者

(月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	43.4	50.8	48.6	46.8
20~24 年	29.6	20.4	21.5	-
25~29 年	37.6	39.5	42.2	-
30~34 年	46.0	46.6	54.8	-
35 年以上	46.9	60.1	55.7	-

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	大卒（総合職） 事務・技術労働者		大卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.3	2.5	2.4
5	4.3	2.2	3.3	2.2
10	8.8	5.1	6.8	5.0
15	13.7	9.3	11.5	9.1
20	18.8	14.5	22.8	14.1
25	24.7	20.4	36.0	24.3
30	32.0	28.8	42.9	33.6
35	39.3	35.3	52.7	44.4
38	44.6	39.9	65.4	60.9
定年	42.6		85.9	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.2	1.5	2.4	1.1
5	4.5	2.5	3.8	1.8
10	8.5	5.3	7.8	4.6
15	12.7	9.1	14.0	8.3
20	17.0	14.4	25.2	16.0
25	24.2	22.4	32.9	20.7
30	31.9	29.4	36.4	27.6
35	36.6	35.6	41.4	34.2
40	28.6	28.6	54.6	45.3
定年	39.2		72.6	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.7	1.6	2.5	1.2	2.9	1.1
5	4.2	2.5	4.2	2.2	4.7	2.1
10	8.0	5.1	9.5	5.7	9.9	5.2
15	12.6	9.0	14.1	9.6	14.7	9.2
20	18.9	15.7	23.7	17.3	21.4	15.7
25	24.0	20.5	31.5	25.1	28.9	23.7
30	31.1	27.0	35.1	30.8	35.3	31.0
35	36.5	33.8	43.8	38.8	43.5	38.7
42	39.8	34.3	52.8	46.6	43.2	40.8
定年	42.6		56.9		45.9	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

(月)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒 (自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	0.3	0.5	1	0.4	0.5	1	0.4	0.6
3	1.0	1.4	3	1.0	1.4	3	1.0	1.5
5	1.7	2.4	5	1.7	2.3	5	1.9	2.5
10	3.8	5.1	10	3.9	5.1	10	4.1	5.4
15	6.5	8.2	15	6.5	8.1	15	6.8	8.5
20	9.4	11.4	20	9.4	11.1	20	9.8	11.8
25	12.4	14.6	25	12.3	14.3	25	12.8	15.1
30	15.4	17.5	30	15.1	17.3	30	15.8	18.3
35	18.0	20.3	35	17.8	20.2	33	18.0	20.3
37	19.5	22.3	定年	—	22.1	定年	—	22.8
定年	—	23.2						

令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給月数

(月)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	1.2	1	1.0	1	1.1
3	2.7	3	2.2	3	2.6
5	4.3	5	3.7	5	4.4
10	8.6	10	7.0	10	8.8
15	13.2	15	11.6	15	12.9
20	17.8	20	15.4	20	18.3
25	23.1	25	20.9	25	24.4
30	29.7	30	27.2	30	30.3
33	32.4	35	32.4	35	36.1
35	36.1	37	34.1	37	38.3
38	38.1	39	37.3	39	40.7
		42	39.5	42	43.8

2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職手当の支給金額

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者

(万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,983	1,618	1,159	965
20~24 年	1,267	525	421	268
25~29 年	1,395	745	610	453
30~34 年	1,794	928	814	728
35 年以上	2,173	1,954	1,629	1,321

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の会社都合退職者

(万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,156	1,969	1,118	-
20~24 年	634	415	545	-
25~29 年	1,786	1,809	758	-
30~34 年	2,572	1,967	1,109	-
35 年以上	2,403	2,467	1,704	-

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の自己都合退職者

(万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,519	1,079	686	372
20~24 年	780	354	336	226
25~29 年	1,399	754	630	239
30~34 年	2,110	1,039	939	306
35 年以上	2,116	2,047	1,177	801

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の早期優遇退職者

(万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,326	2,094	1,459	1,300
20~24 年	1,402	947	409	-
25~29 年	1,995	1,522	1,210	-
30~34 年	2,522	1,897	1,680	-
35 年以上	2,530	2,521	1,955	-

平成 30 年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	690	323	536	527
5	1,180	594	720	481
10	3,102	1,799	1,713	1,217
15	5,779	3,873	3,043	2,386
20	9,531	7,265	7,132	4,527
25	13,938	11,431	11,308	7,995
30	19,154	17,067	13,767	11,096
35	23,649	21,634	16,261	13,834
38	25,280	22,692	18,847	17,613
定年	25,639		24,391	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	475	327	485	223
5	1,086	592	793	377
10	2,514	1,555	1,873	1,093
15	4,208	3,064	3,850	2,273
20	7,267	6,173	7,655	4,863
25	9,492	8,752	10,822	6,825
30	13,483	12,436	13,429	10,187
35	16,323	15,903	14,912	12,326
40	12,431	12,431	17,236	14,293
定年	13,553		23,439	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	522	314	470	228	549	220
5	894	522	833	437	950	430
10	2,142	1,378	2,187	1,329	2,401	1,257
15	4,035	2,890	3,696	2,523	4,224	2,634
20	6,647	5,573	7,080	5,162	6,909	5,082
25	10,050	8,628	10,263	8,165	10,187	8,397
30	13,679	11,970	12,355	10,824	13,653	12,055
35	16,694	15,462	16,657	14,741	17,269	15,451
42	19,252	16,789	17,994	16,059	16,577	15,722
定年	19,712		19,862		18,397	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

(千円)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒 (自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	65	99	1	74	108	1	95	132
3	189	274	3	204	288	3	238	338
5	358	489	5	385	517	5	470	641
10	907	1,223	10	987	1,269	10	1,121	1,498
15	1,705	2,148	15	1,837	2,274	15	2,129	2,658
20	2,729	3,284	20	2,924	3,465	20	3,431	4,147
25	3,971	4,656	25	4,230	4,935	25	4,906	5,782
30	5,325	6,046	30	5,658	6,459	30	6,536	7,542
35	6,725	7,575	35	7,074	8,017	33	7,760	8,762
37	7,415	8,486	定年	-	9,832	定年	-	10,918
定年	-	9,940						

令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給額

(千円)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	259	1	171	1	203
3	647	3	431	3	511
5	1,169	5	787	5	909
10	2,886	10	1,841	10	2,132
15	5,198	15	3,474	15	3,742
20	8,223	20	5,565	20	5,984
25	12,090	25	8,380	25	8,814
30	16,491	30	11,627	30	11,669
33	19,318	35	15,425	35	14,638
35	20,858	37	17,078	37	15,536
38	22,433	39	18,367	39	16,440
		42	19,530	42	17,820

2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,178	12,909
21年	6,823	10,849
22年	7,723	9,460
23年	8,168	9,532
24年	9,404	10,885
25年	10,436	14,769
26年	11,136	18,155
27年	11,231	21,165
28年	12,587	27,888
29年	13,916	34,270
30年	14,505	38,126
31年	15,381	37,223
32年	16,593	36,024
33年	19,035	33,755
34年	22,699	34,328
35年	23,318	32,111
36年	24,372	31,218
37年	23,818	31,983
38年	23,532	31,770
39年	21,663	30,430
40年	21,574	27,923
41年	22,049	27,160
42年	22,381	28,621
43年	22,877	29,830
44年	25,119	16,630
45年以上	23,686	50,953

令和3年民間企業退職給付調査（人事院）